**八女市迷惑電話防止機器貸与事業実施要領**

（平成２９年６月２０日決裁）

１　目的

この要領は、高齢者が居住する世帯に迷惑電話防止機器（以下「機器」という。）を貸与することにより、特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的とする。

２　対象世帯

この事業の対象世帯は、市内に住所を有する６５歳以上の者が居住する世帯で、次に掲げる要件をすべて満たす世帯とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（１）高齢者のみの世帯、または日中に高齢者だけになる世帯。

（２）居住する住居に機器と接続が可能な電話機が設置されていること。（ただし、接続可能な電話機でも他の機器が取り付けられている場合は、本機器の取り付けができないことがある。）

（３）設置後、消費生活センターが行うアンケート調査や、警察が機器に保存された通話録音情報等の提供を求めた場合に協力できること。

（４）暴力団員でないこと。暴力団または暴力団員と密接な関係にないこと。

３　申請方法

機器の貸与を希望する者（以下「申込者」という。）は、八女市迷惑電話防止機器貸与申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

４　貸与の決定

市長は、申請の内容を審査した上で機器貸与の可否を決定し、八女市迷惑電話防止機器貸与承認（不承認）通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

５　貸与内容

　　機器の貸与内容は、次に掲げるとおりとする。

　（１）貸与する機器は、対象世帯１世帯につき１台とする。

　（２）貸与する機器の内容は、本体・ＡＣアダプタ・モジュラーケーブルとする。

６　貸与の期間等

　　機器の貸与期間は、貸与を決定した日から３年間する。貸与期間の終了した機器は、無償で機器の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）に譲渡するものとする。

７　貸与の管理

市長は、機器の貸与を行ったときは、迷惑電話防止機器貸与台帳（様式第３号）により、被貸与者の住所、氏名、電話番号等の情報を管理するものとする。

８　費用負担

　　機器の貸与にかかる被貸与者の費用負担は、無償とする。ただし、設置費用及び機器の使用にかかる電気料金、機器の故障等による修理費用（機器の保証期間内に保証される修理を除く）は、被貸与者の負担とする。

なお、機器の保証期間は、製品保証書の期間に準ずるものとする。

９　被貸与者の遵守事項

　　被貸与者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）被貸与者は、機器の貸与を受ける権利を他に譲渡し、または貸与を受けた機器を他に転貸してはならない。

（２）被貸与者は、故意または重大な過失で機器を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（３）機器の取付けは、貸与を受けた日からおおむね１週間以内に、原則として被貸与者が行うものとする。

１０　機器の返還

　　被貸与者は、次のいずれかに該当するときは、市長に機器を返還しなければならない。

（１）虚偽または不正な手段により貸与を受けたとき。

（２）被貸与者の死亡、転出等の事情により、機器が不要となったとき。

（３）その他、市長が返還の必要があると認めたとき。

１１　協力依頼

　　市長または警察は、必要があると認める場合は、被貸与者に対し、機器に保存された録音データの提供や機器利用に関するアンケート調査等の協力を求めることができる。

１２　委任

　　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

１３　実施期日

　　この要領は、平成２９年７月１日から実施する。